

平成28年熊本地震にかかる 災害復旧資金のご案内

平成28年熊本地震により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。
独立行政法人福祉医療機構では、被災地の皆さまの復興を支援するため、この
度、融資率の引上げ、3年間に渡る無利子貸付制度の創設及び二重債務問題対策
のための償還期間の延長など、通常の災害復旧資金の融資条件に更なる優遇措置
を講じております。

これからも被災地の皆さまの復興支援に全力で取り組んで参ります。

1. ご利用いただけるお客さま

平成28年熊本地震により被災された社会福祉施設等の事業者

2. ご融資の窓口

独立行政法人福祉医療機構 大阪支店 福祉審査課 融資相談係

TEL：06-6252-0216（平日9：00～17：00）

FAX：06-6252-0240 / メール：wam_oosaka01@wam.go.jp

3. ご融資の概要

- (1) 設置・整備資金（改修費用や仮設建物の建築費も対象）
- (2) 経営資金（賞与等の人件費など）

設 置 ・ 整 備 資 金

	貸 付 条 件	
貸付対象施設等	高齢者福祉施設、児童・母子・父子福祉施設、障害者福祉施設等	
貸付限度額	所要額の100%（※1、※2）	
償還期間 （据置期間） （※3）	耐 火	30年以内（3年以内）
	準耐火	20年以内（2年以内）
	その他	15年以内（2年以内）
貸付利率	無利子	
担 保	不動産担保	無担保は1,000万円まで
保証人	「保証人不要制度※4」又は「個人保証」のいずれかを選択	

- ※1 仮設建物や既設建物の補修費用、解体撤去費を含みます。
- ※2 補助金を除く金額となります。また、担保評価額までの金額となります。
- ※3 貸付対象施設等によって異なりますので、詳細はお問い合わせください。
- ※4 保証人不要制度を利用する場合の貸付利率は0.05%となります。

（注意点）

1. 被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合には、ご相談ください。
2. ご融資には審査があります。

◆二重債務※となる方への特別優遇措置

設置・整備資金 償還（据置）期間	耐 火	39年以内（3年以内） 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームに限る
---------------------	-----	---

- ※ 優遇措置の対象になる「二重債務となる方」とは…
平成28年熊本地震の被災以前から施設及び事業を営むための債務（民間の金融機関からの借入金を含む）を有し、平成28年熊本地震により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している方です。

経営資金

	貸付条件
貸付対象施設等	高齢者福祉施設、児童・母子・父子福祉施設、障害者福祉施設等
貸付限度額	所要額の100%（※1）
償還期間 （据置期間） （※2）	15年以内（3年以内）
貸付利率 （※3）	《当初3年間》 無利子 《4年目以降》 基準金利同率
担保	不動産担保 無担保は2,000万円まで
保証人	「保証人不要制度（※4）」又は「個人保証」のいずれかを選択

※1 担保評価額までの金額となります。

※2 償還期間が10年以内の場合は、据置期間は2年以内となります。

※3 貸付利率は契約締結時点の利率が適用となります。貸付条件によって異なりますので詳細はお問い合わせください。

※4 保証人不要制度を利用する場合は貸付利率に0.05%が上乗せされます。（無利子の期間は0.05%となります。）

（注意点）

1. 被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合には、ご相談ください。
2. ご融資には審査があります。